

# 一般財団法人 建材試験センター

## 性能評価手数料一覧表

JTCCM 2026.4

当センターが実施する性能評価の手数料は以下の通りです。詳細はお問い合わせください。

建築基準法施行規則第11の2の3に基づく消費税法第6条により消費税非課税

種類	建築基準法の根拠条文	構造・材料等	評価部分	時間 (分)	評価料金	
					(円)	#
防耐火構造	法第2条第七号（令第107条）	耐火構造**	非耐力壁	30	1,550,000	X
				60	1,620,000	
				60	2,150,000	
				90	2,190,000	
				120	2,240,000	
				60	2,680,000	
				90	2,800,000	
				120	2,900,000	
				150	3,000,000	
				180	3,100,000	
				60	2,540,000	
				90	2,630,000	
				120	2,720,000	
				60	2,540,000	
				90	2,630,000	
		120	2,720,000			
		150	2,810,000			
		180	2,900,000			
		屋根又は階段	30	1,920,000		
	法第2条第七号の二（令第107条の2）	準耐火構造	非耐力壁	30	1,520,000	
				45	1,620,000	
			耐力壁	30	2,060,000	
				45	2,150,000	
			柱	45	2,640,000	
			床又は梁	45	2,130,000	
			屋根	30	1,920,000	
			軒裏	30	1,520,000	
			階段	45	1,620,000	
	法第2条第八号（令第108条）	防火構造	非耐力壁	30	1,620,000	
			耐力壁	30	1,790,000	
軒裏			30	1,620,000		
法第21条第1項（主要構造部の一部） （令第109条の5）	大規模の建築物の主要構造部（通常火災終了時間までの防火性能）	非耐力壁	*1	*1		
		非耐力壁	30	1,520,000		
		耐力壁	*1	*1		
		柱	*1	*1		
		床又は梁	*1	*1		
		屋根	30	2,310,000		
		軒裏	*1	*1		
		軒裏	30	1,520,000		
		階段	30	1,920,000		
法第23条（令第109条の9）	準防火構造	非耐力壁	20	1,620,000		
		耐力壁	20	1,790,000		
法第27条第1項（主要構造部の一部） （令第110条）	特殊建築物の主要構造部（特定避難時間までの防火性能）	非耐力壁	*1	*1		
		非耐力壁	30	1,520,000		
		耐力壁	*1	*1		
		柱	*1	*1		
		床又は梁	*1	*1		
		屋根	30	2,310,000		
		軒裏	*1	*1		
		軒裏	30	1,520,000		
		階段	30	1,920,000		
令第70条	柱の防火被覆	柱	30	2,500,000		
令第109条の3第一号	準耐火建築物と同等の耐火性能を有する建築物の屋根	屋根	20	1,920,000		
令第109条の3第二号ハ	準耐火建築物と同等の耐火性能を有する建築物の床及び直下の天井	床、直下の天井	30	1,920,000		
令第112条第2項	一時間準耐火構造	非耐力壁	60	1,740,000		
		耐力壁*	60	2,240,000		
		柱	60	2,900,000		
		床又は梁	60	2,270,000		
		軒裏	60	1,740,000		
令第112条第4項第1号	強化天井（下方からの通常の加熱に対してその上方への延焼を有効に防止することができるもの）	天井	60	2,270,000		
令第115条の2第1項第四号	防火壁の設置を要しない建築物の床	床、直下の天井	30	1,920,000		
法施行令第108条の3第1号	特定区画に用いる壁及び床	非耐力壁	*2	*2		
		耐力壁	*2	*2		
		床	*2	*2		

# ; 新たな試験の実施を要さない性能評価の場合の料金については、X : 44万円、Y : 33万円、Z : 137万円です。  
 \* \* ; 長時間後追いの試験を要する場合、加熱終了後24時間放冷は1体32万、17時を超えて22時まで放冷は7万加算します。  
 \* ; 建築基準法施行規則第11条の2の2の3第6項に基づき認可を受けた性能評価料金です。

種類	建築基準法の根拠条文	構造・材料等	評価部分	時間 (分)	評価料金 (円)		
						#	
屋根 防火	法第22条第1項(令第109条の9)	通常の火災を想定した屋根の構造	屋根	-	900,000	X	
	法第62条(令第136条の2の2)	市街地火災を想定した屋根の構造		-	900,000		
防火 工法	令第129条の2の4第1項第七号ハ	防火区画等を貫通する給排水管等	給排水管等 防火区画貫通部	20	1,880,000	X	
				45	1,910,000		
				60	1,940,000		
防火 材料	法第2条第九号(令第108条の2)	不燃材料(ガス有害性試験がない場合)	内・外装	発熱性試験	20	520,000	Y
				不燃性試験	20	620,000	
				模型箱試験	20	1,010,000	
		発熱性試験・模型箱試験		20	1,130,000		
		発熱性試験		20	910,000		
		不燃性試験		20	1,010,000		
	模型箱試験	20	1,410,000				
	発熱性試験・模型箱試験	20	1,620,000				
	令第1条第五号	準不燃材料(ガス有害性試験がない場合)	内・外装	発熱性試験	10	520,000	
				模型箱試験	10	940,000	
				発熱性試験・模型箱試験	10	1,150,000	
	令第1条第六号	難燃材料(ガス有害性試験がない場合)	内・外装	発熱性試験	5	520,000	
模型箱試験				5	940,000		
発熱性試験・模型箱試験				5	1,150,000		
令第1条第六号	難燃材料(ガス有害性試験がある場合)	内・外装	発熱性試験	5	910,000		
			模型箱試験	5	1,330,000		
			発熱性試験・模型箱試験	5	1,540,000		
防火 設備	法第2条第九号の二ロ(令第109条の2)	防火戸その他の防火設備	防火設備 (遮炎性)	20	1,520,000	Y	
	法第27条第1項(防火設備)(令第110条の3)	延焼のおそれがある外壁の開口部の防火設備		20	1,520,000		
	法第61条(防火設備)(令第136条の2)	防火地域及び準防火地域内にある建築物に用いる外壁の開口部の防火設備		*3	*3		
	令第112条第1項	特定防火設備		60	1,590,000		
	令第112条第12項ただし書	十分間防火設備		10	1,520,000		
	令第114条第5項	準耐火構造の界壁、間仕切り壁及び隔壁に用いる防火設備		45	1,570,000		
	令第137条の10第一号ロ(4)	二十分間防火設備(外壁の開口部)		20	1,520,000		
	令第112条第19項第一号	防火区画の防火設備(自動閉鎖装置)		-	460,000		
	令第112条第19項第二号	遮煙性能を有する防火設備		-	460,000		
	令第112条第21項	防火ダンパー等		-	460,000		
	令第126条の2第2項第一号	排煙設備設置に関する縦穴区画の防火設備		-	460,000		
	令第129条の13の2第三号	非常用昇降機不要建築物の防火設備		-	460,000		
	令第145条第1項第二号	道路と道路内の建築物を区画する特定防火設備		-	460,000		
	令第126条の5第二号	非常用の照明設備		照明設備	-		460,000
令第129条の2の6第三号	冷却塔設備の内部の構造	冷却塔設備	-	460,000			
法施行令第108条の3第1号	特定区画に用いる防火設備	遮熱性	*4	*4			
耐火性能 検証	令第108条の4第1項第二号	耐火建築物の主要構造部(耐火性能検証)		-	1,150,000	-	
		床面積合計 $\leq 500\text{m}^2$	壁・柱・ 梁・床	-	1,290,000		
$500\text{m}^2 < \text{床面積合計} \leq 3,000\text{m}^2$		-		1,470,000			
$3,000\text{m}^2 < \text{床面積合計} \leq 10,000\text{m}^2$		-		1,640,000			
$10,000\text{m}^2 < \text{床面積合計} \leq 50,000\text{m}^2$		-		2,040,000			
$50,000\text{m}^2 < \text{床面積合計} \leq 100,000\text{m}^2$		-		2,200,000			
$100,000\text{m}^2 < \text{床面積合計} \leq 200,000\text{m}^2$		-		2,500,000			
$200,000\text{m}^2 < \text{床面積合計}$		-		2,500,000			
令第108条の4第4項		防火設備(耐火性能検証に用いる)		-	340,000		
		床面積合計 $\leq 500\text{m}^2$		防火設備	-		540,000
	$500\text{m}^2 < \text{床面積合計} \leq 3,000\text{m}^2$	-			730,000		
	$3,000\text{m}^2 < \text{床面積合計} \leq 10,000\text{m}^2$	-	940,000				
	$10,000\text{m}^2 < \text{床面積合計} \leq 50,000\text{m}^2$	-	1,140,000				
	$50,000\text{m}^2 < \text{床面積合計}$	-	1,140,000				
避難安全 検証	令第129条第1項	床面積合計 $\leq 500\text{m}^2$	階避難安全性能		-	360,000	
		$500\text{m}^2 < \text{床面積合計} \leq 3,000\text{m}^2$		-	510,000		
		$3,000\text{m}^2 < \text{床面積合計} \leq 10,000\text{m}^2$		-	720,000		
		$10,000\text{m}^2 < \text{床面積合計} \leq 50,000\text{m}^2$		-	920,000		
	令第129条の2第1項	床面積合計 $\leq 500\text{m}^2$	全館避難安全性能	-	1,130,000		
		$500\text{m}^2 < \text{床面積合計} \leq 3,000\text{m}^2$		-	360,000		
		$3,000\text{m}^2 < \text{床面積合計} \leq 10,000\text{m}^2$		-	510,000		
		$10,000\text{m}^2 < \text{床面積合計} \leq 50,000\text{m}^2$		-	720,000		
令第129条の2第1項	$50,000\text{m}^2 < \text{床面積合計}$	全館避難安全性能	-	920,000			
	床面積合計 $\leq 500\text{m}^2$		-	1,130,000			
	$500\text{m}^2 < \text{床面積合計} \leq 3,000\text{m}^2$		-	360,000			
	$3,000\text{m}^2 < \text{床面積合計} \leq 10,000\text{m}^2$		-	510,000			
建築 材料	法第37条第二号(令第144条の3)	指定建築材料 <sup>注)</sup>	コンクリート、膜材料	-	660,000		
			木質系材料	-	2,740,000		
			その他	-	2,180,000		
				-	2,180,000		

# : 新たな試験の実施を要さない性能評価の場合の料金については、X : 44万円、Y : 33万円、Z : 137万円です。

\* : 建築基準法施行規則第11条の2の3第6項に基づき認可を受けた性能評価料金です。

注 : 指定建築材料の申請で、「製品の品質検査の実地確認」又は「製造、検査及び品質管理の実地確認」を行う場合は、平成27年国土交通省告示第1164号により47万円(重点確認対象者以外の方の場合)が加算されます。

軽量気泡コンクリートパネル(ALCパネル) \*の評価料金は66万、その他の場合は告示をご参照下さい。

種類	建築基準法の根拠条文	構造・材料等	評価部分	時間(分)	評価料金(円)	
						#
設備	令第20条の2第一号ニ	特殊建築物の居室の換気設備	換気設備	-	460,000	-
	令第20条の3第2項第一号ロ	調理室等の換気設備		-	460,000	
一般構造	令第22条	居室の床の高さ及び防湿方法	床下	-	460,000	
界壁遮音	法第30条第1項第一号(令第22条の3第1項)	界壁の遮音構造	界壁	-	1,350,000	X
	法第30条第2項(令第22条の3第2項)	天井構造の遮音構造	天井	-	1,350,000	
構造	法施行令第45条第1項及び第2項並びに第46条第4項	木造の軸組の倍率 <sup>注)</sup>	壁	-	2,700,000	Z
	規則第8条の3	枠組壁工法耐力壁の倍率 <sup>注)</sup>	壁	-	2,700,000	
ホルム <sup>注)</sup> 発散建材	令第20条の7第2項	第2種ホルムアルデヒド発散建築材料とみなす建築材料	建築材料	-	660,000	Y
	令第20条の7第3項	第3種ホルムアルデヒド発散建築材料とみなす建築材料	建築材料	-	660,000	
	令第20条の7第4項	令第20条の7第4項に該当する建築材料	建築材料	-	660,000	

#：新たな試験の実施を要さない性能評価の場合の料金については、X：44万円、Y：33万円、Z：137万円です。

注：木造の軸組の倍率又は枠組壁工法耐力壁の倍率の軽微な変更の料金は90万円、ホルム発散建材の軽微な変更の料金は、6.6万円です。

\*1 法第21条第1項(主要構造部の一部)及び法第27条第1項(主要構造部の一部)の費用は次のとおり

評価部分	評価料金(円) 計算式	備考
非耐力壁	(通常火災終了or特定避難)時間(分) ×2,100 + 1,860,000	
耐力壁	(通常火災終了or特定避難)時間(分) ×2,100 + 2,100,000	
柱	(通常火災終了or特定避難)時間(分) ×2,200 + 2,660,000	
床又は梁	(通常火災終了or特定避難)時間(分) ×2,000 + 2,540,000	第21条第1項
	(通常火災終了or特定避難)時間(分) ×2,000 + 2,400,000	第27条第1項
軒裏	(通常火災終了or特定避難)時間(分) ×2,100 + 1,880,000	

評価部位と評価時間の関係に基づく評価料金(1000円未満切り捨て)

時間(分)	非耐力壁	耐力壁	柱	床又は梁		軒裏
				第21条第1項	第27条第1項	
30	1,520,000	2,163,000	2,726,000	2,600,000	2,460,000	1,520,000
45	1,954,000	2,194,000	2,759,000	2,630,000	2,490,000	1,974,000
60	1,986,000	2,226,000	2,792,000	2,660,000	2,520,000	2,006,000
75	2,017,000	2,257,000	2,825,000	2,690,000	2,550,000	2,037,000
90	2,049,000	2,289,000	2,858,000	2,720,000	2,580,000	2,069,000
105	2,080,000	2,320,000	2,891,000	2,750,000	2,610,000	2,100,000
120	2,112,000	2,352,000	2,924,000	2,780,000	2,640,000	2,132,000

\*2 法施行令第108条の3第1号(特定区画に用いる壁及び床)の費用は次のとおり

時間(分)	非耐力壁	耐力壁	床
30	1,550,000	-	-
60	1,620,000	2,150,000	2,540,000
90	1,690,000	2,190,000	2,630,000
120	1,760,000	2,240,000	2,720,000
150	1,830,000	2,290,000	2,810,000
180	1,900,000	2,340,000	2,900,000

\*3 法第61条(防火設備)の費用は次のとおり

時間(分)	評価料金(円)
≤20	1,520,000
30	1,540,000
40	1,560,000
50	1,570,000
60	1,590,000
75	1,600,000
90	1,640,000
105	1,670,000
120	1,680,000

\*4 法施行令第108条の3第1号(特別区画に用いる防火設備)及び法施行令第109条の8(火熱遮断壁等に用いる防火設備)の費用は以下のとおり

時間(分)	遮熱性	準遮熱性
防火設備≤20分	1,980,000	1,980,000
20分<防火設備≤30分	2,000,000	2,000,000
30分<防火設備≤40分	2,020,000	2,020,000
40分<防火設備≤50分	2,030,000	2,030,000
50分<防火設備≤60分	2,050,000	2,050,000
60分<防火設備≤75分	2,060,000	2,060,000
75分<防火設備≤90分	2,100,000	2,100,000
90分<防火設備≤105分	2,130,000	2,130,000
105分<防火設備≤120分	2,140,000	2,140,000
120分<防火設備≤150分	2,190,000	2,190,000
150分<防火設備≤180分	2,240,000	2,240,000

注) 評価時間の考え方は、業務方法書によります。

お問い合わせ先

(一財) 建材試験センター 性能評価本部 性能評定課  
TEL : 048-935-9001 FAX : 048-931-8324